

< 第3号議案 >

平成20年度事業計画(案)

基本方針

税務当局との協調をもとに税務知識の普及に努め、あわせてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告制度確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする事業活動を推進する。又、公益法人制度改革に伴ない新制度の「公益法人」認定へ向けて諸準備を更にすすめる。

1 組織関係(組織の充実と強化)

- (1) 地域社会に根差した法人会活動を展開し、支部活動の活性化を図ると共に、会員相互の連携を密にする。
- (2) 未加入法人名簿の整備と新設法人等への広報活動をより一層強化し、積極的な加入勧奨を行う。特に加入率 70%未満の支部については、より一層の加入推進に努める。
- (3) 本年度も“退会防止”に努めることは、勿論のこと会員にメリットを更に享受してもらうため、「中小企業向け貸倒保証制度」を新たに導入する予定です。

2 研修関係(研修活動の充実)

健全なる企業経営活動を基盤として社会全般の利益を考え、申告納税制度の確立を推進するため研修活動を充実し、会員の税務知識の普及・徹底を図る。又、他団体との共催により会員以外を含めた研修会を積極的に開催する。

- (1) 前年に引き続き講演会・項目別研修会等を開催し、会員の税務知識をより一層深める。又、ホームページやミニコミ紙等により一般市民の参加も呼びかける。
- (2) 適正且つ公平な税制を目指して研究すると共に、会員の要望・意見を反映した具申をまとめて提言を行う。

3 社会貢献関係(社会貢献運動の推進)

法人会活動を通じて、活力ある社会の維持・発展に寄与すべく、地域社会に密着した社会貢献運動の実施を図る。

4 消費税期限内納付推進運動の実施(納税意識の高揚)

消費者からの預かり金である消費税の滞納増加の状況に鑑み、法人会としても自主的に滞納防止に努めることとして、消費税期限内納付推進運動を実施する。

5 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用推進

国税当局が推進している国税電子申告・納税システムの利用について、法人会会員企業への普及拡大を推進する。

6 事務局の充実(事務局の合理化と活性化)

事務局は、法人会活動を支えるうえで、重要な役割を担っており法人会活動活性化のため事務局の充実強化を図る。

- (1) 職員等に関する諸規定の整備を図り、処遇の改善、研修の充実によって職員の意欲能率の向上と事務局の活性化に努める。
- (2) 「公益法人制度改革」に伴ない、新制度を適正に対応するため「委員会規程や職員就業規則」等の現行諸規定の見直しを行うと共に、「公益法人制度改革」に備え「定款」をはじめとする必要諸規定の改定準備に着手する。

事業計画細目

1 組織の充実と強化

- (1) 支部単位の研修会、講演会の開催
- (2) 新設法人の早期把握と加入勧奨
- (3) 未加入法人の加入勧奨
加入勧奨方法
 - ① 未加入法人名簿を活用する。
 - ② 加入勧奨時期、期間に重点的に実施する。
 - ③ 各関連団体に協力を依頼する。
税理士会、金融機関、福利厚生事業受託会社(大同生命株式会社、AIU保険会社、アメリカンファミリー保険会社)、女性部会、青年部会との連携を図り加入勧奨する。
 - ④ 本会理事に会員増強目標割り当てをする。
 - ⑤ 加入勧奨訪問の重要性を認識し先ず訪問先を決める。
会長、委員長、支部長名の推薦委任状、支部役員推薦を活用し、支部毎に訪問予告の文書発送等により、最低2回以上訪問する。
 - ⑥ 本会理事及び支部役員は、10社から20社までの訪問スケジュールを立て行動実施する。
- (4) 名簿の作成、並びにその提供

(5) 受講手帳の活用の徹底

2 説明会・研修会・講演会の開催

- (1) 税務大学・税務勉強会・項目別研修会等の開催
- (2) 調査部所管法人研修会の開催
- (3) 経済講演会の開催
- (4) 文化・教養についての講演会の開催
- (5) 参考書・説明会用テキストの配布
- (6) その他税制、商法に関する研究
- (7) 地域社会貢献運動としてのイベント及びチャリティー活動等の開催

3 税制改正に関する研究と提案

- (1) 団体を通じて税制改正要望事項の提言と意見具申
- (2) 税制問題研究会の開催

4 広報活動

- (1) 機関紙「社団法人島田法人会々報」の発行
- (2) 野立看板の管理
- (3) ホームページの掲載およびデータの更新

5 税務行政への協力

- (1) 各種行事に対して協力する。
- (2) 納税協力団体との協調連絡を密にする。
- (3) 国税電子申告・納税(e-Tax)の利用を積極的に推進するため、下記施策を実施する。
国税電子申告・納税(e-Tax)施策
 - ① 法人会事務局は、会員に対して開始手続きや利用方法を説明できるように努める。
 - ② 法人会役員は、自ら利用するとともに、会員に対しても積極的な利用を働きかける。
 - ③ 会員企業(従業員を含む)を対象とした「e-Tax利用説明会」を開催する。
 - ④ ICカードリーダーを一括購入し、希望会員企業に販売・配付する。

6 福利厚生事業の推進と財政基盤の充実

- (1) 財政基盤を更に充実させるため、福利厚生の事業活動の拡大強化を図る。
- (2) 経営者大型保障制度の加入促進、その他各種の保険業務の取扱いを行う。
- (3) 会費徴収合理化のため金融機関口座振替納入制度の推進を図る。

7 諸会議、行事の開催と参加

- (1) 総会、役員会、委員会の開催
- (2) 支部会及び部会の開催
- (3) 全国法人会総連合への参加
- (4) 東海法人会連合会への参加
- (5) 静岡県法人会連合会への参加
- (6) その他必要な会議の開催と参加